

—都税についてのお知らせ—

23区内に土地をお持ちの方へ

## 住宅用地の申告はお済みですか？(23区内)



～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～

住宅用地とは	住宅の敷地として利用されている土地
申告が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="radio"/> 住宅を新築・増築した場合</li><li><input type="radio"/> 住宅の全部または一部を取り壊した場合</li><li><input type="radio"/> 住宅を建て替える場合</li><li><input type="radio"/> 家屋の全部または一部の用途（利用状況）を変更した場合</li><li><input type="radio"/> 土地の用途（利用状況）を変更した場合</li><li><input type="radio"/> 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合</li></ul>
申告方法	「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。
申告期限	令和8年2月2日（月）

詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所の土地班



主税局ホームページ  
住宅用地の申告等について